なければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに下記５⑴②まで提出すること。）なお、下記５⑶の提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。

② 認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　優先交渉権者を選定するための評価項目　次の評価項目について、説明書に記載する評価基準により実施した評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

⑴ 工事実施方針・実施体制

⑵ 課題に対する提案

４　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴ 優先交渉権者は１⑷２）（ａ）～（ｃ）に示すその１、その２、その３工事ごと、各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって見積合せを行うものとする。

⑵ 優先交渉権者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶ 個別工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑷ １⑷２）に示す価格交渉の時期や契約予定工事の契約締結時期、予定工期の変更を行う可能性がある。

５　手続等

⑴ 担当本部等

① 申請書および資料に関する事項
〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー17階）　独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部　技術監理部　工務課　電話03―5323―2432

② 令和３・４年度の一般競争参加資格、契約に関する事項　〒163―1315 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー15階）　独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部　総務部　経理課　電話03―5323―0718

⑵ 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間　令和４年６月15日（水）から令和４年９月９日（金）まで。

② 交付方法等　当本部ホームページよりダウンロードとする。

⑶ 参加表明書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　令和４年６月15日（水）から令和４年７月４日（月）午後４時まで。

② 提出方法　原則として郵送による提出とし、①の期間中に③の場所に必着となるよう発送すること。持参による提出を希望する場合は、あらかじめ③に連絡の上、調整を行うこと。

③ 提出場所　⑴①に同じ。

⑷ 技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　令和４年７月20日（水）から令和４年９月９日（金）午後４時まで。

② 提出方法　⑶に同じ。

③ 提出場所　⑶に同じ。

６　その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷ 手続における交渉の有無　有

⑸ 契約書作成の要否　要

⑹ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑺ 技術提案書について技術ヒアリング及び技術対話を行う。詳細は説明書による。

⑻ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

⑼ 詳細は説明書による。

７　Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasufumi Nakayama, Director General of East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency 13

⑵ Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of pedestrian bridge, traffic square and road of in front of Nakano Station New North Exit

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 4 July 2022

⑸ Time-limit for the submission of technical proposal : From 10 : 00 A.M. 20 July 2022 to 4 : 00 P.M. 9 September 2022

⑹ Contact point for documentation relateing to the proposal : Construction Division in Technical Supervision Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―2432

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年６月15日

気象庁総務部長　藤原威一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴ 品目分類番号　15、61、28、29

⑵ 導入計画物品及び数量
緊急参集情報等の提供サービス　一式
整備する装置等の構成は次のとおりとする。
各機器には、付属品を含むこと。
① 管理端末
管理端末　８台
② 携帯型情報通信端末
携帯電話　741台

⑶ 調達方式　購入等

⑷ 導入目的　気象庁における災害時の初動体制の確保を目的として、気象庁が発表した地震津波情報等の防災気象情報をもとに、迅速かつ確実に緊急参集連絡を配信するサービス、インターネット回線を利用した防災気象情報の配信サービス、当庁全職員を対象とした安否確認サービス及びこれらの処理が可能な携帯型情報通信端末等を導入するものである。

⑸ 導入予定時期　令和４年度第４・四半期

⑹ 調達に必要とされる基本的な要求

① 当庁災害対策要員等の非常参集対象者へ迅速かつ確実に緊急参集連絡を配信すること、またそのために必要な通信ネットワークを構築すること。

② 緊急参集情報提供サービスのネットワークは、災害発生時の確実な接続を担保すること。

③ インターネット回線を利用した防災気象情報の配信サービス及び安否確認サービスの提供を迅速かつ確実に行うこと。

④ 参集条件の設定や参集状況等の管理を行うため、気象庁本庁及び各管区・沖縄気象台に省スペースで設置可能で操作性・視認性等に優れた管理端末を整備すること。

⑤ 緊急参集連絡を受信して参集の可否等を回答するため、小型軽量で、長時間使用可能なバッテリー容量を持ち、防水・防塵機能があり、常駐型アプリケーションに対応している携帯型情報通信端末を整備すること。

⑥ 携帯型情報通信端末が通信可能な領域は日本全国を網羅することとし、気象官署においては必ず良好に通信できること。

⑦ 緊急参集情報提供サービスに利用するサーバは指定した端末以外から通信できないよう十分なネットワークセキュリティとすること。